重要事項説明書

「指定介護老人福祉施設」

当施設は介護保険の指定を受けています。 (栃木県指定 第0972701122号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

◇◆目	欠◆◇
1.	施設経営法人1
2.	ご利用施設2
3.	居室の概要2
4.	職員の配置状況3
5.	当施設が提供するサービスと利用料金4
6.	施設を退居していただく場合(契約の終了について)10
7.	身元引受人及び残置物引取人12
8.	苦情の受付について12
9.	虐待の防止のための措置について13
10.	事故発生時の対応について13
11.	非常災害対策について14
12.	個人情報の取扱について14

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人もてぎ協栄会
 (2)法人所在地 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1824-28
 (3)電話番号 0285-81-6988
 (4) 仕事者氏名 理事長 古澤 学一
- (4)代表者氏名 理事長 古澤 栄一(5)設立年月 令和元年7月8日
- (6) 法人基本理念 地域社会における福祉の充実・発展に寄与します。

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム うぐいすの杜
- (4) 施設の所在地 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1824-28
- (5) 電話番号 0285-81-6988
- (6) 施設長 氏名 瓊井田 和代
- (7) 当施設の運営方針
 - ① 入居者様の人権を尊重します。
 - ② 良質な介護等のサービスを提供します。
 - ③ 明るく・思いやりのある職場にします。
 - ④ 地域・関係者との連携を図ります。
- (8) 開設年月 令和2年6月1日
- (9) 入居定員 50人
- (10) 第三者評価の実施の有無 実施なし

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は「個室的ユニット型多床室」ですが、 $16\sim17$ 人の方々を1グループとしてグループごとの生活支援を行ないます。

居室・設備の種 類	室	数	備考
居室		50室	3ユニット構成
共同生活室 (食堂)		3室	各ユニット1室
機能訓練室		3室	各ユニット完備
個浴室		3室	各ユニット1室
機械浴室		1室	完備
医務室		1室	
地域交流室		1室	
相談室		2室	
静養室		2室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

※居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その場合には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、 以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職種	人員配置	指定基準
1.	施設長	1名	1名
2.	介護職員	20名	17名以上
		※常勤換算	
3.	生活相談員	1名	1名以上
4.	看護職員	3名	1名以上
		※常勤換算	
5.	機能訓練指導員(看護職員兼務)	1名	1名
6.	介護支援専門員	1名	1名
7.	医師	1名	1名
		非常勤	非常勤
8.	管理栄養士	1名	1名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常 勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

> (例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名 (8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

	職種	勤務体制
1.	嘱託医師	月 2 回
2.	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
		早番:7:00~16:00 1名
		標準的な時間帯における最低配置人員
		日勤:8:30~17:30 1名
		日勤:10:00~19:00 1名
		標準的な時間帯における最低配置人員
		遅番:13:00~22:00 1名
		夜勤:22:00~8:00 1名

3.	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
		早番: 7:30~16:30
		日勤: 8:30~17:30 1名
		10:00~19:00
4.	機能訓練指導員	週1回 10:00~11:00
	(看護職員兼務)	

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。 当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。 〈サービスの概要〉

①入 浴

- ・原則として、週2回入浴していただくことができます。
- ・入浴前に体温測定等を行いますが、身体状況によっては入浴を中止し、清拭にて代替させていただくことがあります。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排 泄

・排泄の自律を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他 自律への支援

- ・自宅に近い環境で生活していただけるように、居室には使い慣れた馴染みの家具等の持込をすることができます。
- ・ご契約者の生活リズムに沿って、心身の状況に応じた介護サービスを提供させていた だきます。
- ・ご契約者の暮らしに必要な部分を援助させていただき、安全に安心して生活が送れる ように支援いたします。

⑥栄養管理

- ・栄養士が、個々のご契約者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・必要な方に、医師の食事箋に基づく療養食を提供します。

〈サービス利用料金(1日あたり)>

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額(自己負担額:介護保険負担割合証に基づく割合)をお支払い下さい。(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度により異なります。)

介護老人福祉施設サービス費(1単位=10円)

	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
基本料金 (単位)	589単位	6 5 9 単位	732単位	802単位	871単位

※別紙料金表参照

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の 負担額を変更します。

<介護給付サービス加算>

加算	加算内容及び算定要件	単位
日常生活継続支援加算 (I)	前6ヶ月又は前12か月間における新規入居者の総数のうち要介護4または5の方が占める割合が70%、もしくは新規入居者のうち認知症日常生活自立度III以上を占める割合が65%以上で算定。また、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続できるように支援した場合に算定。	36/日
科学的介護推進体制加算 (I)	入居者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出することで算定。	50/月
排せつ支援加算	排泄に課題がある入居者に対し、多職種が協同して 支援計画を作成し、その計画に基づき支援すること で算定。	10/月
看護体制加算 I (イ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。	6/日

看護体制加算Ⅱ(イ)	常勤換算法で看護師を 2 名以上配置している場合及 び 24 時間連絡できる体制を確保している場合に算 定。	13/日
夜勤職員配置加算(I)イ	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準(2名以上)を1以上上回っている場合に算定。	11/日
栄養マネジメント強化加 算	低栄養リスクの高い入居者へ、医師や管理栄養士等 多職種が協同で作成した栄養ケア計画に従い、入居 者ごとの栄養状態・嗜好等を踏まえた食事の調理等 を行った場合に算定。	11/日
介護職員等処遇改善加算 I	介護施設に従事する職員の賃金改善に充てることを 目的とした加算。 賃金改善、キャリアパス要件(各研修の実施、各体 制等の整備)、職場環境要件(資質の向上、労働環 境・処遇の改善)、その他区分で改善取り組みを行 い、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」 を行っている場合に算定。	所定単位数 × 0.14
初期加算	新規の入居及び 1 ヶ月以上の入院後、再び入居した場合の 30 日間の加算。	30/日
入院・外泊時の費用	6日以内の入院、又は外泊をした場合の介護サービス費に代えて算定。	246/日
配置医師緊急時対応加算 ①早朝·夜間 ②深夜	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜 に施設に訪問し、入居者の診療を行った場合に算定。	① 650/回 ②1300/回
看取り介護加算(II) ①死亡日45日前~31日前 ②死亡日30日前~4日前 ③死亡日の前々日、前日 ④死亡日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないとの判断がなされ、本人の状態または家族の求め等に応じ随時、多職種の相互の連携のもと介護を行い、その介護の内容について本人または家族等が同意した上で看取り介護を受けている場合に、その期間に応じて算定。	① 72/日 ② 144/日 ③ 680/日 ④1280/日
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。	6/回

※新設加算及びその他の加算に関しましては、体制が整い次第算定することし、その場合は説明を行うこととします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事提供費

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。食事提供は下記の時間内で希望に合わせ提供します。

朝食:7:30~9:30 昼食:12:00~14:00 夕食:18:00~20:00

食事提供費として、食材料費、調理費について実費相当額の範囲内にて負担していただきます。なお、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

介護保険負担限度額	認定証	
◆利用者負担第4段階	1日あたり	1,445円
◆利用者負担第3段階②	1日あたり	1,360円
◆利用者負担第3段階①	1日あたり	650円
◆利用者負担第2段階	1日あたり	390円
◆利用者負担第1段階	1日あたり	300円

②居住費

当施設は特別養護老人ホームとしての基準を満たしています。この施設及び設備を利用し入居されるにあたり、居住費として別途費用の負担をお願いします。なお、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額のご負担となります。

◆利用者負担第4段階	1日あたり	855円
◆利用者負担第3段階①及び②	1日あたり	370円
◆利用者負担第2段階	1日あたり	370円
◆利用者負担第1段階	1日あたり	0円

③特別な食事(酒類を含む)の提供

- ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
- ◇料金は要した費用の実費となります。
- ④理髪・美容

[理髪サービス]

理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

「美容サービス」

美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

⑤貴重品の管理

希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ○管理する金銭の形態:現金(日常生活費程度)
- ○お預かりするもの:上記、現金
- ○保管管理者:施設長
- ○出納方法: 手続きの概要は以下の通りです。
- ①預かり金につきましては、都度、預り書を発行し、相互に保管します。
- ②保管管理者は入出金の都度、記録を作成(出納帳)し写しをご契約者へ交付します。
- ③やむを得ず、保管管理者がご本人の通帳をお預かりする場合は、入出金依頼書を受理した後、入出金を行い、通帳記帳をもって出納管理を行います。
 - ◇利用料金:1日当たり 50円 (手数料の実費程度)

⑥教養娯楽費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

◇利用料金:材料代等の実費をご負担いただきます。

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

◇1 枚につき 10円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

◇利用料金:実費をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨入居契約書に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から 現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払い頂きます。

※1日あたり(介護サービス費10割負担分+居住費)

※ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合、1日あたり全額自己負担(要介護度1利用料金+食事提供料+居住費)を申し受けます。

⑩電気製品持込

居室への電気製品の持込について

◇利用料金:電気製品1台 1日当たり30円

①医療費

ご契約者の健康管理のため、嘱託医師が定期的に往診をいたします。また、通院・ 入院での治療を必要とする場合は協力医療機関で治療を受けることが出来ます。 治療に係る医療費、薬の処方料は医療保険の実費負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締めで計算し翌月12日に請求書を発行いたしますので、請求書発行月の26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
- イ. 施設窓口での現金支払(特別な理由がある方に限る)
- ウ. 下記指定口座への振り込み 栃木銀行 茂木支店 普通預金 (1028278) 名義:社会福祉法人もてぎ協栄会 理事長 古澤栄一

※口座振替手数料は支払者負担となります。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①嘱託医師

医療機関の名称	さつきホームクリニック益子
所在地	栃木県芳賀郡益子町長堤574-1
診療科	内科

②協力医療機関

医療機関の名称	芳賀赤十字病院
所在地	栃木県真岡市中郷271
診療科	総合病院

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	鈴木歯科医院
所在地	栃木県芳賀郡茂木町茂木1794-1

④協力歯科医療機関

医療機関の名称	及川歯科医院
所在地	栃木県益子町益子2056

6. 施設を退居していただく場合(入居契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。また、要介護1又は2の判定になり、当施設及び各市町より特例入居対象者と認められないとの見解がでた場合。
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖たした場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。 ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院され、医師より施設へ戻れないとの見解が出た場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老 人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ①<u>ご契約者及びその家族代表者が</u>、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要 事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継 続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者及びその家族代表者による、サービス利用料金の支払いが合算して3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者及びその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④<u>ご契約者が</u>連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤<u>ご契約者が</u>介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

※契約者が病院等に入院された場合の対応について※

当施設に入居中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊)の 短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院 期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり入 院・外泊時費用と所得に応じた段階別居住費負担額)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し入院期間中であっても居住費全額をご負担頂きます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退居のための援助

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者 の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助 を行います。

- ○適切な病院、診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ○居宅介護支援事業者の紹介
- ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人及び残置物引取人

原則として、ご契約者の代理人の方に身元引受人及び残置物引取人をお願いします。 入居契約終了後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き 取れない場合には残置物引取人に所持品(残置物)を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 〇苦情解決責任者 施設長
- ○苦情受付担当者 生活相談員
- ○受付時間 月曜日~金曜日 9時~17時

(2) 苦情の処解決について

- ① 苦情受付担当者が苦情申出の窓口として対応します。苦情は面接、電話、書面などにより随時受け付けます。また第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。
- ② 苦情受付担当者は、苦情内容、苦情申し立て者の意向を確認し、記録し、苦情解決責任者へ報告します。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断する事項については、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④ 苦情については記録を整備し、苦情処理委員会を開催し、改善の提案を職員と共に 行い、今後の運営の改善に役立てます。
- ⑤ 上記の解決が困難な場合には、第三者委員の立会いにより、客観的な解決を図ります。

<社会福祉法人もてぎ協栄会 苦情解決委員>

苦情解決責任者 施設長

苦情解決委員生活相談員、介護支援専門員、介護福祉士、看護師、管理栄養士

<第三者委員>

苦情解決委員 山口美智子 (元茂木町民生委員・児童委員会長) 苦情解決委員 平山一男 (社会福祉法人もてぎ協栄会監事)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

茂木町保健福祉課介護係	所在地 芳賀郡茂木町155
	電話番号 0285-63-5603
国民健康保険団体連合会	所在地 宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル
介護福祉課	電話番号 028-643-2220
栃木県運営適正化委員会	所在地 宇都宮市若草1丁目10-6とちぎ福祉プラザ内
	電話番号 028-622-2941
	FAX 028-622-2316

9. 虐待の防止のための措置について 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる事項を実施します。

- ① 虐待の防止のための指針を整備します。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上) 実施します。
- ④ 虐待が発生した場合の相談・報告体制を明確に定めます。
- ⑤ 成年後見人制度の利用に関する事項について、入居者・ご家族の必要に応じ、適切 な窓口を案内する等の支援を行います。
- ⑥ 虐待等の係る苦情解決方法に関する事項を定めます。
- 10. 事故発生時の対応について

サービス利用中に事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に沿い、下記の手順で 対応いたします。

- ① 利用者の身体状況を注意して観察し、必要に応じて応急処置をします。
- ② 速やかに嘱託医師、看護師に連絡し、今後の指示を受け、ご利用者の被害が最小限になるように対応をします。救急車対応や協力医療機関へ搬送した場合は、職員1名は同行し、一連の経過やご利用者の状況を把握します。
- ③ 事故対応者は、ご利用者対応が収拾したら速やかに施設長に口頭報告します。但し 事故にあったご利用者が病院への救急搬送を要する場合においては、家族への連絡を 最優先とします。
- ④ 事故発生報告書を直ちに作成し、上司、施設長に提出します。

- ⑤ 施設長は内容を把握し、家族対応、保険者への連絡、損害賠償保険会社への連絡に 関して判断し、対応をします。
- ⑥ 事故発生報告書に基づき、施設内で検討し、事故原因を特定し、事故に関する経過 や原因等をご利用者、ご家族に説明をします。
- ⑦ 施設の責任により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 11. 非常災害対策について
- ① 災害時の対応 もてぎ協栄会防災計画書に基づき対応します。
- ② 防災設備 非常通報設備・非常放送設備・自動火災報知設備・スプリンクラー 一設備。
- ③ 防災訓練 防災計画に沿って、総合訓練を年2回実施、内1回は消防署員立 会いによるマニュアル訓練とします。通報、 消火、避難誘導等の部分訓練は、概ね3カ月に1回行います。
- 12. 個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人もてぎ協栄会個人情報取扱規則に基づき、下記のとおり適切に取扱を行います。

- ① 個人情報を取り扱う部署ごとに責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
- ② ご了解いただいた目的の範囲内で個人情報を利用させていただく場合があります。
- ③ ご利用者からご了解いただいている場合や、業務を委託する場合、その他の正当な 理由がある場合を除き、お預かりしている個人情報を第三者へ提供または開示いたし ません。

<使用目的>

- ① 利用者に関わるサービス計画・立案に伴うサービス調整会議への情報提供
- ② 各事業者との連絡調整に伴う情報提供
- ③ サービス提供上必要な場合又は緊急を要する場合

<使用期間>

サービス提供の契約期間に準ずる。

<使用する条件>

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関する目的以外には使用しない。
- ② サービス利用契約締結前からサービス終了後においても第三者には漏らさない。
- ③ 個人情報を使用した場合には、目的・内容について記録する。
- ④ 広報誌等(ホームページ掲載を含む)の作成

令和 年 月 日

印

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の取り扱いについての説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームうぐいすの杜

説明者 職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の取り扱いについての説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始及び個人情報の取り扱いについて同意しました。

入居者 住 所

氏 名

(代筆者) (続柄)

家族代表 住 所 (後見人)

氏 名

続 柄

<重要事項説明書付属文書>

- 1. 施設の概要
- (1) 建物の構造 木造準耐火 地上1階建
- (2) 建物の延べ床面積 2,236.41㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護] 定員10名

(4) 施設の周辺環境*

茂木町中心部に位置し、敷地からは城山を望むことができ、地域の営みを感じながら落ち着いた日常生活を送ることができます。また、近隣には図書館(ふみの森)、役場、銀行、保育園、小学校、医療機関、商店街などがあり、楽しみながら散歩等の外出が出来ます。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 2. 3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

<u>生活相談員</u>…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、 介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。 1名の機能訓練指導員を配置しています。(看護職員兼務)

<u>介護支援専門員</u>…ご契約者に係る施設サービス計画 (ケアプラン) を作成します。 1名の介護支援専門員を配置しています。

医 師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画 (ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。 (入居契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員 (ケアマネジャー) に施設サービス計画の原 案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6か月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- 4. サービス提供における事業者の義務(入居契約書第8条、第9条参照) 当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。 ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむ を得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束す る場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご 契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 所持品の持ち込みにつて

身の回り品については、居室の収納範囲内で自由にお持込いただけます。ただし、危険物や衛生上有害な物品の持ち込みはご遠慮ください。

※火気類(ライター等)・調理器具類(電磁調理器等)・刃物類(かみそり等)

(2)面 会

面会時間 10:00~16:00

※来訪者は、面会カードにご記入の上事務所窓口に届け出てください。

(3) 外出・外泊(入居契約書第21条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して13泊以内とさせていただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意 (入居契約書第9条参照)

- ○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利 活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

喫煙については、敷地内は禁煙とさせていただきます。

(6) 迷惑行為等

騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。